

盛岡市森林整備計画

計画期間

令和 8 年 4 月 1 日

令和 18 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月

岩手県盛岡市

目 次

I	盛岡市森林整備計画について	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	2
II	森林整備の現状と課題 及び 林業振興施策の基本方針	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	林業振興施策の基本方針	6
III	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	9
1	森林整備の基本方針	9
2	森林施業の合理化に関する基本方針	12
IV	森林の整備に関する事項	13
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
1	樹種別の立木の標準伐期齢	13
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	15
第2	造林に関する事項	17
1	人工造林に関する事項	17
2	天然更新に関する事項	18
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	20
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	21
5	その他必要な事項	21
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	22
1	間伐の定義	22
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	22
3	保育の種類別の標準的な方法	23
4	その他必要な事項	24
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	25
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	29
3	その他必要な事項	30

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	31
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	31
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	31
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	31
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	31
5	その他必要な事項	32
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	32
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	32
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	32
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	33
4	その他必要な事項	33
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	34
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	34
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	35
3	作業路網の整備に関する事項	36
4	その他必要な事項	38
第8	その他必要な事項	39
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	39
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	39
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	40
V	森林の保護に関する事項	41
第1	森林の土地の保全に関する事項	41
1	盛土等の安全対策の適切な実施	41
第2	鳥獣害の防止に関する事項	41
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	41
2	その他必要な事項	41
第3	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	42
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	42
2	鳥獣害対策の方法（第2に掲げる事項を除く。）	44
3	林野火災の予防の方法	44
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	44
5	その他必要な事項	45

VI	森林の保健機能の増進に関する事項	46
1	保健機能森林の区域	46
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	46
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	46
4	その他必要な事項	46
VII	その他森林の整備及び振興のために必要な事項	47
1	森林経営計画の作成に関する事項	47
2	生活環境の整備に関する事項	48
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	49
4	森林の総合利用の推進に関する事項	49
5	住民参加による森林の整備に関する事項	49
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	50
7	その他必要な事項	50

資料

別表 1 公益的機能別施業森林区域

別表 2 施業方法別森林区域

参考資料

計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林区域

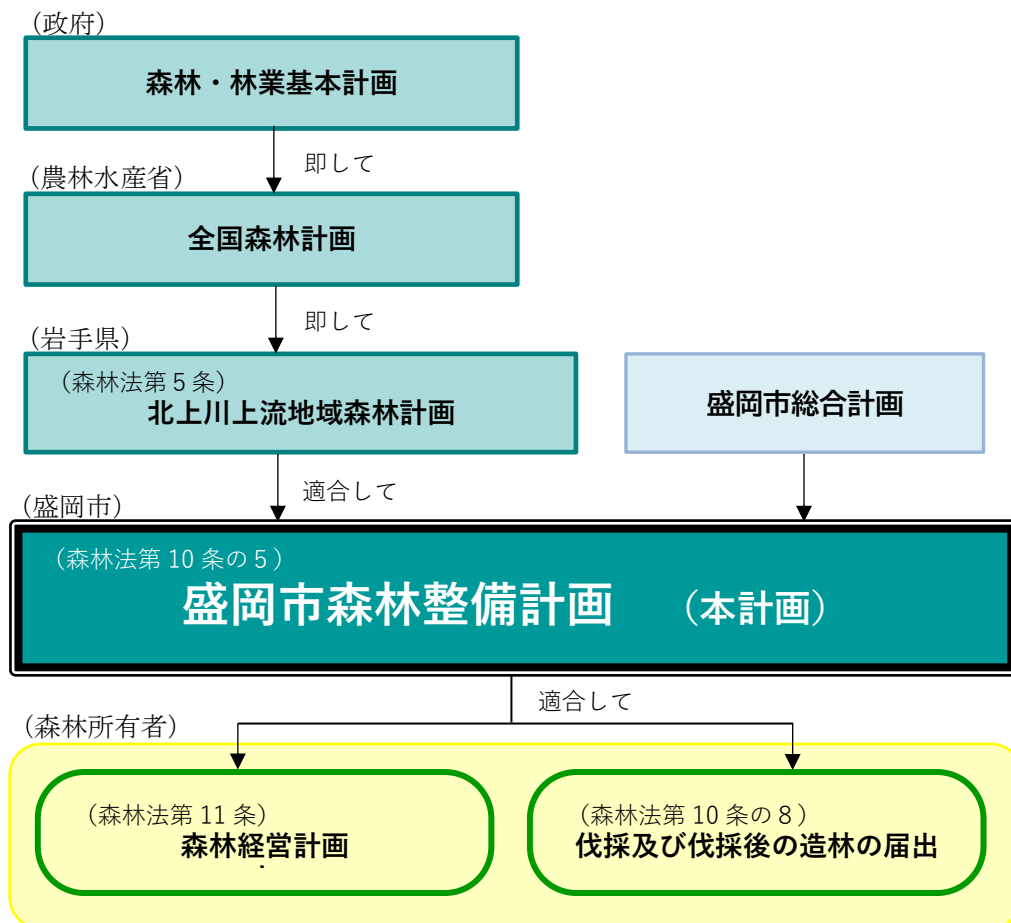
I 盛岡市森林整備計画について

1 計画の位置づけ

盛岡市森林整備計画（以下「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第 10 条の 5 の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針（森林施業の標準的な方法）等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める北上川上流地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、北上川上流地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は盛岡市総合計画実施計画におけるまちづくりの取組の一つである「農林業の振興」の関連個別計画であることから、本計画による個別の取組等は盛岡市総合計画に沿って行います。



2 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とします。

Ⅱ 森林整備の現状と課題 及び 林業振興施策の基本方針

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、市域面積 88,647ha のうち 64,688ha (約 73.0%) を占めており、その内訳は、国有林が 16,755ha、民有林が 47,933ha となっています。(令和 7 年度現在)

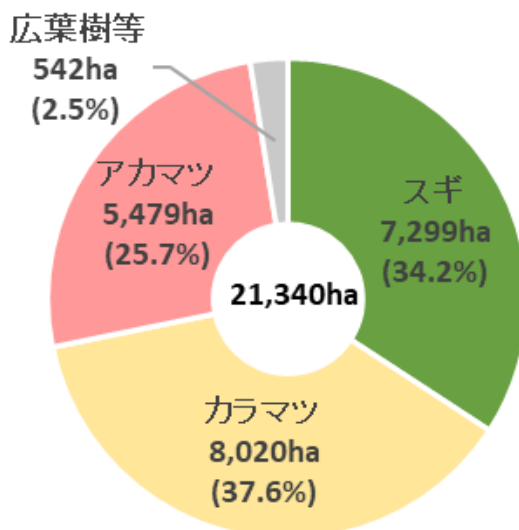
民有林 47,933ha のうち、人工林は 21,340ha で、民有林の人工林率は 44.5% となっています。

区 分	総面積 (ha)	人工林面積 (ha)	人工林率	総蓄積 (千m ³)	人工林蓄積 (千m ³)
国有林	16,755	9,108	54.4%	2,849	1,720
民有林	47,933	21,340	44.5%	10,675	7,051
公有林	11,860	8,068	68.0%	3,078	2,542
県有林	7,760	5,102	65.7%	1,886	1,559
市有林	4,097	2,966	72.4%	1,191	983
財産区	3	0	0.0%	1	0
私有林	36,072	13,272	36.8%	7,598	4,510
合 計	64,688	30,448	47.1%	13,525	8,771

※単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

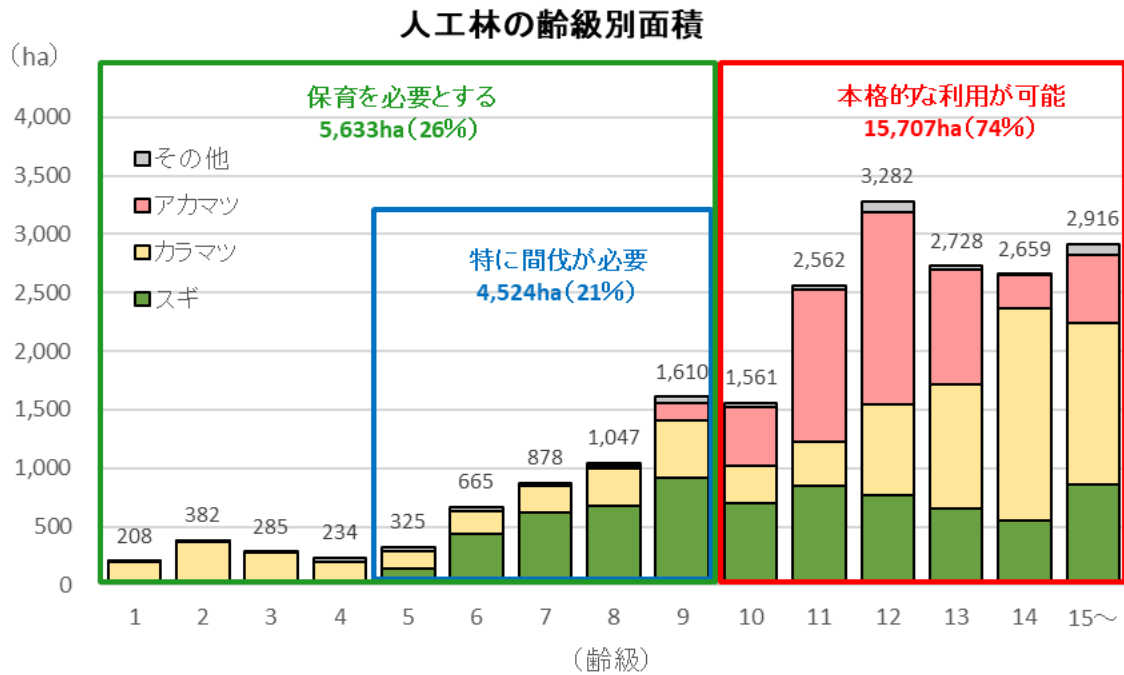
民有林の人工林面積の構成は、スギ (34.2%)、カラマツ (37.6%)、アカマツ (25.7%) の 3 樹種でほぼ全体を占めています。

民有林の人工林面積の構成



民有林の人工林面積の齢級配置は、間伐や保育の手入れを必要とする9齢級以下の林分が、5,633ha と人工林の26%、そのうち特に間伐が必要な5～9齢級の林分が4,524ha と人工林の21%を占めており、間伐の推進が必要となっています。

また、既に成熟し、本格的な木材利用が可能となっている10齢級以上の林分は15,707ha と人工林の74%を占めており、5～9齢級の林分と合わせて、素材の供給能力が高まっている状態にあります。



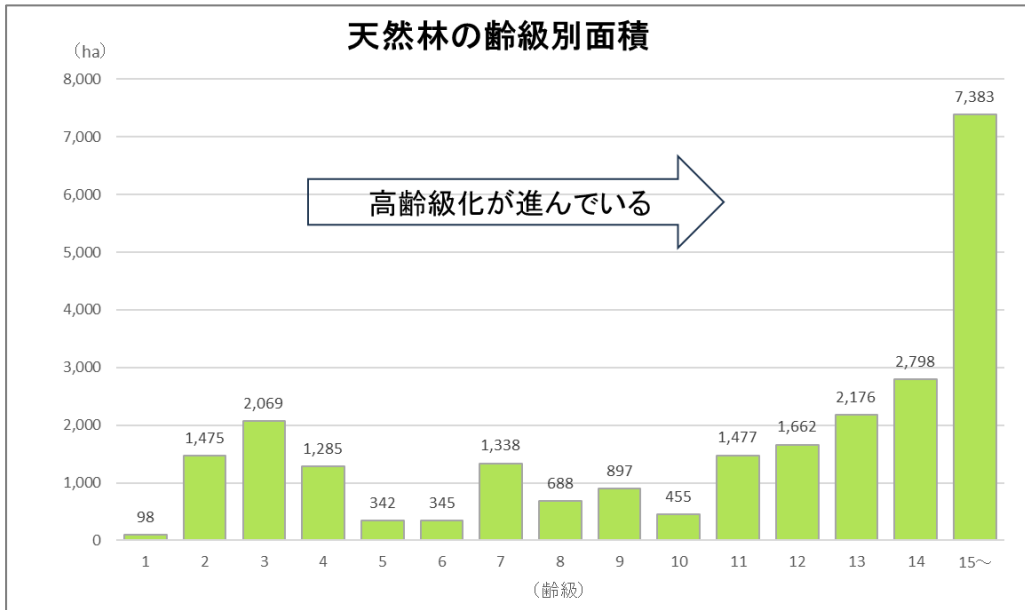
市街地周辺地域に所在する森林は、住民の生活環境保全に重要な役割を果たしており、森林の有する公益的機能の発揮に対する期待が高まっています。

しかし、森林所有者ごとの保有面積規模が小さく事業地が分散していることや、林業就業者の減少と高齢化に伴う林業労働力の不足、生産基盤の整備の遅れにより利用間伐や保育作業がなされないまま放置される森林が増加しています。分散した事業地を集約化することで面的なまとまりを形成するとともに、作業路網の整備などにより、効率的な森林施業を推進する必要があります。

松くい虫被害については、平成21年10月に本市において初めて被害が確認されて以降、被害地域及び被害量が拡大していることから、「松くい虫被害防除監視帯」を中心に、被害木等の感染源の早期発見・早期駆除を実施し、被害拡大の防止を図っていくとともに、重要な森林資源であるアカマツの有効活用方策を検討する必要があります。

民有林全体の51.1%を占める天然林は、主に広葉樹で構成されていますが、高齢級化が進行し、木材としての利用価値が高まっています。一方で、令和7年2月には本市で初めてナラ枯れ被害が確認され、今後の被害拡大が懸念されます。

松くい虫被害への対応と同様に、被害木等の感染源の早期発見・早期駆除を徹底し、ナラ枯れ被害の拡大防止を図るほか、広葉樹の価値向上を踏まえ、適切な時期での伐採を促進するとともに、地域として有効に活用できる機会の創出について検討する必要があります。



また、森林所有者の3割程度が市域外居住者で占められており、森林整備の上で不在村森林所有者の対策や境界の明確化を進める必要があります。

令和元年度から都道府県及び市町村への配分が始まった森林環境譲与税を有効に活用し、これら諸課題の解決に向けた取組を進めるとともに、近年需要が高まっているカラマツや成熟期を迎えた広葉樹などの資源に恵まれ、多様な種類の木材が地元で入手できる本市の強みを活かしながら、「森林の適正管理」、「林業の成長産業化」を推進する必要があります。

※齢級：林齢を5年の幅でくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

2 林業振興施策の基本方針

市は、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の好循環を促進するために、森林整備や素材生産など「林業の川上」の活性化に重点を置きながら、木材活用など「林業の川下」の振興に係る取組を、次の5つの方針を柱にして推進します。

また、森林資源や路網等の状況を踏まえた地域ごとの「森林整備・林業生産ビジョン」を「森林資源の航空レーザ計測・解析」のデータを活用して作成するとともに、それぞれの地域特性を活かした施策に取り組むことにより、森林の適切な管理と林業の成長産業化を推進します。

5つの柱

1. 暮らしを守る山づくり
2. 資源を活かす山づくり
3. 山を支える人づくり
4. 木で彩る暮らしづくり
5. 遊び・学び・交流の場づくり

1 暮らしを守る山づくり

森林は国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、木材等林産物の供給などの機能を有しており、市民の安全・安心・快適な暮らしに大きく貢献しています。

近年は、自然災害による甚大な被害が全国的に発生しており、防災基盤としての森林への期待が高まっていることを踏まえ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・森林の機能区分に応じた適正な施業を推進します。
- ・適正な伐採及び伐採跡地の適切な更新を推進します。
- ・森林病虫害・獣害の被害の早期発見と拡大防止を図ります。
- ・森林火災の未然防止を図ります。
- ・森林や林業に関するボランティア等の活動を支援します。
- ・自治会・町内会等、地域における森林管理の取組を支援します。
- ・森林経営管理事業に基づき、手入れの遅れている人工林の間伐による整備を進めます。

2 資源を活かす山づくり

本市は、カラマツ・スギ・アカマツを中心とした針葉樹と、多様な樹種で構成される広葉樹の豊富な森林資源に恵まれています。林業の活性化を図りながら、これらの資源の循環を活性化させるための取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・リモートセンシング（航空レーザ計測等）により森林資源の状況を把握します。
- ・林業経営体等との共同により、森林施業の集約化を進めます。
- ・効率的な木材生産を推進するため、生産基盤となる林内路網などの整備を支援します。
- ・既設林道の維持管理を適正に行います。
- ・市有林の主伐・再造林を計画的に進めます。

- ・森林地域の国土調査や、森林の土地の境界明確化に取り組みます。

3 山を支える人づくり

本市の森林を健全な姿で次世代に引き継ぐためには、何よりも森林の整備を適正に行う林業経営体や、技術を有する林業従事者が必要です。仕事としての林業の魅力を向上させるための取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・森林情報の提供等により、現地作業の効率化を支援します。
- ・林業経営体が行う新規就業者の確保や安定した林業従事者の確保を支援します。
- ・林業従事者が行う労働安全対策を支援します。
- ・学生等の若者に、仕事としての「林業・木材産業」の魅力を発信します。
- ・市が管理する森林における施業の平準化を図ります。

4 木で彩る暮らしづくり

本市の森林資源は、市民の需要に応えられる蓄積を有しています。森林資源の活用は、森林整備の促進に加え、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、「循環型社会の実現」に寄与することから、「木づかいのまち盛岡」を推進するとともに、木材産業を支援する取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・公共施設や公益的施設等での市産材・木質バイオマスの利活用を促進します。
- ・商業店舗や個人住宅における市産材の利用を促進します。
- ・イベント開催や木育等により、市産材の魅力発信に取り組みます。

5 遊び・学び・交流の場づくり

市民の暮らしを守る山づくりを進め、将来にわたって健全な森林を維持していくためには、市民や都市住民の理解と協力が必要です。より多くの方々に森林・林業の大切さや魅力を発信する取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・森林公園等をフィールドとしたイベント等を実施します。
- ・公益社団法人岩手県緑化推進委員会盛岡支部の活動を支援します。
- ・緑とのふれあいを通じて友好都市等の都市住民との交流を図ります。

施策の実施効果の検証に係る主な指標は、次のとおりとします。

なお、施策の推進に当たっては、森林環境譲与税を有効に活用するとともに、盛岡市林業振興審議会における実施効果等の検証結果を踏まえながら、内容の見直し・改善に努めます。

方針の区分	主な指標
暮らしを守る山づくり	間伐面積及び保育間伐（環境林）面積(私有林・市有林) ↗
	伐採後、造林後の状況報告割合 ↗
資源を活かす山づくり	森林経営計画を策定している私有林の面積・件数 ↗
	造林面積（私有林・市有林） ↗
山を支える人づくり	「森を育てる仕事」に従事している人の数 ↗
木で彩る暮らしづくり	盛岡市産材を使用した公共施設・公益的施設の建築工事等の件数及び使用量 ↗
	住宅・店舗・薪ストーブに係る支援制度利用件数（累計） ↗
遊び・学び・交流の場づくり	森林公園を利用した人・林業関連イベントに参加した人の数 ↗

Ⅲ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地球温暖化の防止及び地球温暖化に伴う自然環境の変化を考慮しつつ、(1)の7つの機能を基本的な指標とし、機能に応じた適切な施業の実施により健全な森林の維持造成を推進することとします。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりです。

機能の区分	森林の望ましい姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等から成り、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、属地的に機能が発揮されるものとして、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおりとします。

ア 森林整備の基本的な考え方

本市民有林の森林は、素材の供給能力が高まっている状態にある一方で、森林に寄せる市民の期待は、木材等の林産物の供給のみならず、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全など多様化しています。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっています。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進します。

イ 森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとします。

林道・林業専用道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとし、開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から利用間伐への転換を図っていくこととします。

また、森林の集約化を進める林業経営体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、林業経営体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行います。

なお、重視すべき機能に応じた7つの機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとします。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然下種更新など天然力*も活用した施業を推進します。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することとします。</p>
山地災害防止機能/土壌保全機能	<p>災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然下種更新など天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとします。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とします。</p>

*天然力:自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 森林施業の合理化に関する基本方針

健全で活力に満ちた森林を維持・造成するためには、産業としての林業の活性化、林業経営体の経営力の強化が不可欠です。このことから、林業関係機関・団体との連携を緊密に図りながら、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、流通・加工体制における条件整備等を推進します。

- (1) 林地保有の合理化を促進するとともに、森林所有者の組織化を図り、作業道等の基盤整備や森林施業の共同化を促進します。
- (2) 安定した林業労働力を確保するため、林業就労環境の改善と雇用条件の整備を図り、林業経営体の経営基盤強化と森林施業の受委託の体制整備を促進します。
- (3) インターネットの活用等による林産物の有利な販売方法の導入や、高性能林業機械の導入、路網の整備等により林業生産コストの軽減を図り、林業生産性の向上を促進します。
- (4) 森林組合員、素材生産業者、製材業者を含む木材業者が一体となった素材の安定的な供給体制の整備や、地域材生産販売ルートの共同開拓、開発を促進します。
- (5) 国有林との連携による森林施業の合理化を促進します。

IV 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、当該林齢に達した時点での伐採を促すものではありません。

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
盛岡市全域	45年	40年	35年	45年	25年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとします。

○主伐の区分

区分	方 法
皆伐	主伐のうち択伐以外のものとします。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法 単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定めます。

また、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえるものとします。

(1) 伐採面積等

森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の適確な更新を確保するものとします。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとします。

(2) 伐採作業に伴い必要となる集材路の作設等

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要となる集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の傾斜等の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

(3) 伐採木の枝条等処理

伐採後に発生する不要な端材や枝条は、林地に還元することを基本としますが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出することとします。

(4) 皆伐

伐採跡地が連続することがないように、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、人工林、天然林別の皆伐に当たっての留意事項は次のとおりとします。

区分	留意事項
人工林	資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとします。
天然林	気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林又は天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとします。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮することとします。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとします。

(5) 択伐

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

(6) 伐採作業方法(施業)別の主伐時期等の目安

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安	伐区の設定方法等
択伐	単木 択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	72年以上 64年以上 56年以上 80年以上	伐採率は立木材積の30%以下
	群状 択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72年以上 64年以上 56年以上	1伐区 20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	帯状 択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72年以上 64年以上 56年以上	伐採幅は高木の樹高程度以内
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ	72年以上 64年以上 56年以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い 下流域に被害を及ぼすおそれがない程度と します。
		ケヤキその他 造林実績のある 有用広葉樹	80年以上	
	短・中伐期 作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65年 45～60年 40～55年 25～30年	

(7) 生物多様性の保全への配慮

森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木など、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めるものとします。

3 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

(2) 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとします。

(3) ナラ枯れ対策としてナラ類の早期の循環利用を促すとともに、広葉樹需要の高まりに対応するため、「1 樹種別の立木の標準伐期齢」に定める広葉樹の標準伐期齢について、「第2 2天然更新に関する事項」に定める「ぼう芽による更新が可能な樹種」については、伐採後に天然更新を行う場合は、「25年」を「20年」として取り扱うこととします。

(4) 花粉の発生源となるスギ人工林については、伐採・植替え等を促進することとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」や、「公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林」のほか、「木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林」において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

自然条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向等を勘案の上、適地適木を旨として次のとおりとします。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入及び増加に努めるものとします。また、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を植栽することとします。

区分	樹種	備考
対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員^{*}等の指導を受け、適切な樹種を選択することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件等を勘案し、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

造林樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (haあたり)	備考
スギ	疎	1,000本	標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うこととします。 また、複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮することとします。
	中	3,000本	
	密	4,000本	
アカマツ	疎	2,800本	
	中	4,000本	
	密	5,000本	
カラマツ	疎	1,000本	
	中	2,500本	
	密	3,000本	

^{*}林業普及指導員：森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県の職員

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、次のとおり定めます。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ、最も適切なものを選定し行うものとします。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとします。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとします。
植栽の時期	原則として樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとします。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えありません。 秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終わるよう留意するものとします。 ※コンテナ苗を活用する場合、植栽可能時期が長くなるが、乾燥が長期間続く時期、土壌凍結や積雪期、寒風害等の恐れがあるなど条件が厳しい時期の植栽については留意すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとします。

なお、第2の3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」においては、人工造林によることとします。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの対象森林の現況のほか、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」（平成20年4月23日付け森整第91号）によるものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とします。

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を下記のとおり定めます。

天然更新を行う際には、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとします。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは 30cm 以上とします。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行います。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行います。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に、必要な本数の植栽を行います。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後 4～7 年目頃）に、一株当たりの仕立て本数 2～5 本を目安として行います。

ウ その他天然更新の方法

(ア) 更新完了の基準

- a 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね 30cm 以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とします。

- b 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1 ha 当たり 2,000 本（期待成立本数のおおむね10分の3）以上であることとします。
- c 上記bを満たす面積の割合が、対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施することとします。
- d 上記bの条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合は、適切な防除方策を実施することとします。

(イ) 更新調査の方法

- a 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とします。
- b 調査の方法は原則として、標準地調査とします。
ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合には、目視による確認のみで良いこととしますが、この場合は野帳に現地の写真を添付し保管することとします。
 - (a) 1箇所当たり標準地の大きさは5 m×4 mとします。
 - (b) 標準地の数は天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定することとします。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3箇所以上
	5 ha 以上	5箇所以上

- c 標準地は、現地の状況を把握する上で平均的と見られる箇所を選択することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の有する多面的機能を維持するために、主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、次の基準の全てに該当する森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽による更新を促進することとします。

- ア 現況が針葉樹人工林である森林（ぼう芽更新に適した立木がない森林）

イ 天然下種更新の母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が、斜面上方や周囲 100m 以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の更新の対象樹種

ア 人工造林の場合 1 の(1)による。

イ 天然更新の場合 2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される最大立木本数を次のとおりとします。

最大立木本数	備考
6,500 本/ha	

最大立木本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えて樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数です。（2,000 本/ha \div 6,500 本/ha \times 3/10）

5 その他必要な事項

(1) 再造林の促進

針葉樹人工林については、資源の保続や齢級構成の平準化に向け、適地適木を基本としながら、伐採後の再造林を積極的に促進します。

(2) 低コスト造林の導入

効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた低密度となる本数の苗木の植栽、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努めるものとします。

(3) 広葉樹資源の持続的利用

広葉樹は、製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されており、資源を持続的に利用していくため、適期に伐採・更新を図るとともに、林地の保全など環境に配慮した施業を促進します。

(4) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことです。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとします。

なお、目的樹種の混み具合は「相対幹距比」、「収量比数」、「樹冠疎密度」、「形状比」、「樹冠長率」*などを指標として判断するとともに、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

樹種	間伐を実施すべき標準的な林齢					間伐の時期の目安	標準的な方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	19年	25年	33年	46年		間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なり始めて3年以内を目安とします。	間伐の実施方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用します。
アカマツ	17年	21年	27年	36年	51年		
カラマツ	16年	21年	29年	48年			

*相対幹距比: 上層木の平均樹高に対する平均個体間距離の割合。相対幹距比が小さくなると密、大きくなると疎となり、17～22%ぐらいが適切な密度とされる。

*収量比数: 最多密度(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの、相対的な混み具合を示したものの。一般に収量比数が0.8以上で混みすぎ、0.6以下で空きすぎとされる。

*樹冠疎密度: 樹冠投影面積を森林面積で割った値。樹冠疎密度が0.8以上で混みすぎとされる。

*形状比: 形状比=樹高/胸高直径の式で算出する。形状比が80を超えると気象災害に対して危険性が高くなり、70以下で安全性が高いとされる。

*樹冠長率: 樹高に対する樹冠長の割合。気象災害に対して安全性の高い林分を長く維持していくためには樹冠長率を40から60%の間で管理することが望ましいとされる。

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとします。

保育種類	樹種	実施標準林齢	標準的な方法	備考
下刈	スギ	1～5年（毎年）	目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。また、その実施時期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。	
	アカマツ	1～5年（毎年）		
	カラマツ	1～5年（毎年）		
つる切り	スギ	7年・11年	下刈の終了年以降に、つる類の繁茂が甚だしい箇所で行います。実施時期はおおむね8月～9月頃とし、つるを林木から引き離し枯らすこととします。また、必要に応じて薬剤で切り口を処理します。	
	アカマツ	6年・10年		
	カラマツ	6年・10年		
除伐	スギ	8年・13年	下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとします。	
	アカマツ	7年・15年		
	カラマツ	8年・15年		
枝打ち	スギ	11年・16年	実施回数及び枝打ち高等は、生産目標に応じて実施します。実施時期は、形成層の活動が活発となる時期や切り口が凍結するような厳寒期は避けるものとします。	

4 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育を行う際の留意事項

標準的な方法に従ってでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法によるものとします。また、次の事項を考慮することとします。

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努めるものとします。

イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の定着を図るものとします。

ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、列状間伐を導入するなど生育環境の確保に配慮するものとします。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材の利用促進に努めるものとします。

オ 低密度植栽や大苗等の植栽を推進することで、下刈回数削減等を図り、保育作業の軽労化・効率化に努めるものとします。

(2) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

(3) 平均的な間伐の実施時期の間隔

森林経営計画の施業（適正な間伐）の実施基準となる平均的な間隔年数を次のとおり定めます。

区 分	間伐の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

これに基づき選び出した「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は参考資料のとおりとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区分について、国は次のとおり示しています。

- ア 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下「水源涵養機能維持増進森林」とする。)
- イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」とする。)
- ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする。)
- エ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下「保健文化機能維持増進森林」とする。)
- オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下「木材等生産機能維持増進森林」とする。)

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとします。

なお、岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっています。

○森林の区分

	市の区分 (国の例示区分に準拠)	県の区分
公益的機能別 施業森林	水源涵養機能維持増進森林	県土水源保全森林 (ほぜんの森)
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	
	快適環境形成機能維持増進森林	生活環境保全森林 (ふれあいの森)
	保健文化機能維持増進森林	生態系保全森林 (悠久の森)
木材等生産機能 維持増進森林	木材等生産機能維持増進森林	資源循環利用森林 (循環の森)

森林の区分に応じ、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び施業方法について、次のとおりとします。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

区分	区域の設定基準
水源涵養機能維持増進森林	<p>水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林等水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。</p> <p>地形や気象は、おおむね次によるものとします。</p> <p>(ア)地形</p> <p>a 標高の高い地域</p> <p>b 傾斜が急峻な地域</p> <p>c 谷密度の大きい地域</p> <p>d 起伏量の大きい地域</p> <p>e 溪床又は河床勾配の急な地域</p> <p>f 掌状型集水区域</p> <p>(イ)気象</p> <p>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</p> <p>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(ウ)その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>

※当該森林の区域は別表 1 に定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小することとします。

また、次の「森林の伐期齢の下限」に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 に定めます。

○森林の伐期齢の下限（伐期の延長：標準伐期齢に 10 年加算）

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
盛岡市全域	55年	50年	45年	55年	35年

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林及び保健文化機能維持増進森林

ア 区域の設定

区分	区域の設定基準
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	<p>土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林など、山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分が高い森林等土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林とします。</p> <p>地形や気象は、おおむね次によるものとします。</p> <p>(ア)地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>(イ)地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破碎帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 <p>(ウ)土壤等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所 b 土層内に異常な滞水層がある箇所 c 石礫地から成っている箇所 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所
快適環境形成機能維持増進森林	<p>飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林で生活環境保全機能の評価区分が高い森林とします。</p> <p>具体的には次のとおりです。</p> <p>(ア)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林</p> <p>(イ)市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ)気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
保健文化機能維持増進森林	<p>保健保安林、風致保安林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林や史跡等と一体となり、優れた自然景観等を形成する森林で保健文化機能の評価区分が高い森林とします。</p> <p>具体的には次のとおりです。</p> <p>(ア)湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ)希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。)</p>

※当該森林の区域は別表1に定めます。

イ 施業の方法

区 分	区域ごとの施業方法
維持増進森林 山地災害防止／ 土壌保全機能	地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然下種更新など天然力も活用した施業を行うこととします。
維持増進森林 快適環境形成機能	風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行うこととします。
維持増進森林 保健文化機能	憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行うこととします。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進するものとします。

また、アに掲げる森林については、原則として「複層林施業」を推進するとともに、機能の維持増進を特に図る必要がある森林については、「択伐による複層林施業」を推進します。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は「長伐期施業」を推進するものとし、主伐を行う伐期齢の下限を、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

また、アに掲げる森林の区域のうち、機能の維持増進を図るため、次の「長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限」に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めます。

○長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（標準伐期齢のおおむね2倍）

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
盛岡市全域	72年	64年	56年	72年	40年

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

区 分	区域の設定基準
木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林

※当該森林の区域は別表1に定めます。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うものとします。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	(別 添)	34,672.00
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (県の基準による県土水源保全森林)	(別 添)	3,978.97
(3) 快適環境形成機能維持増進森林 (県の基準による生活環境保全森林)	(別 添)	1,154.71
(4) 保健文化機能維持増進森林 (県の基準による生態系保全森林)	(別 添)	240.31
(5) 木材等生産機能維持増進森林 (県の基準による資源循環利用森林)	(別 添)	7,886.72
(6) (5)のうち、特に効率的な施業が可能な森林	※	98.23

計 47,932.71

※ 森林経営計画に基づき造林が計画されている森林について、当該計画に係る森林所有者又は森林経営の受託者の意見や自然条件等を勘案し、設定することとします。

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林		(別 添)	34,672.00
複層林施業を推進すべき森林	(2) 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	なし	-
	(3) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	-
(4) 長伐期施業を推進すべき森林		(別 添)	5,373.99
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし	-

計 40,045.99

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の締結については、森林施業を実施する特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案し、森林現況等の情報提供や指導・助言などにより行うものとします。

(2) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林組合等の林業経営体による森林経営計画の策定を促進し、持続的な森林経営を推進することにより、経営規模の拡大を図ります。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「岩手県意欲と能力のある林業経営体^{*}」等による施業集約化及び森林経営計画の作成を促進します。また、施業集約化に当たっては、森林関連情報の提供や、森林の土地の境界の明確化など、積極的な支援に努めます。

なお、手入れを必要とする人工林が集積し、市外居住者が所有する森林が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動により集約化の確保に努め、地域の効率的な森林経営を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の取組として、航空レーザ計測による森林資源解析資料や現地調査結果に基づき手入れの遅れている林分の現況や地域特性の把握に努めるとともに、意向調査や所有者相談会を通じ、所有者の森林整備に対する意向の把握と意欲の向上に努めます。

また、市と林業経営体で構成する「盛岡市森林整備連絡会」による連携を推進し、意向調査結果の共有や施業に関する技術・知見の情報交換を行うとともに、市による保育間伐等の支援を行い、民有林における適切な経営管理を推進します。

^{*}岩手県意欲と能力のある林業経営体：森林経営管理制度において、市町村から経営管理実施権の設定を受けることを希望するとともに、生産性の向上、再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善などに関する一定の基準を満たす林業経営体

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適正な森林施業の必要性を森林所有者等に認識してもらい、自発的な森林経営を促すために、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」を中心とした林業関係団体と連携しながら、森林所有者等に積極的に働きかけ、森林施業の集約化を図ります。

また、地域の条件に応じて施業に必要な路網の整備を推進します。

林地における境界の不明瞭化が森林施業の共同化に支障を及ぼしている場合は、森林所有者等の保全・明確化に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による森林整備の効率化の推進は、生産経費及び労働負担の軽減に寄与し、生産性の向上につながることから、作業道等生産基盤の整備と共同の維持管理の体制の確立と併せ、次の事項を推進します。

(1) 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進

森林組合等との共同・連携により、森林所有者を対象とする地域座談会を開催し、間伐等の施業方法、作業路の開設、維持管理についての普及啓発を行います。

併せて、作業道等の施設の設置・維持管理が適正に行われるよう、施業実施協定の締結を促進します。

(2) 森林組合等による森林施業の受委託の促進

森林施業の共同化を推進し、適正かつ効率的な施業を実施するため、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」への施業の委託を促進します。

(3) 施業内容や収支の明確化

森林所有者等に対する提案の際は、具体的な施業内容や収支の明示などにより、委託者（森林所有者等）と受託者（林業経営体）の信頼関係の確保に努めるとともに、施業の共同化による利点等を明確にすることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への施業委託、種苗その他の共同購入等の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- (3) 共同施業実施者の一が（1）又は（2）により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

4 その他必要な事項

「丹藤川上流地域森林整備推進協定[※]」に基づく取組等、国有林と民有林の連携による森林施業の共同化を促進します。

※丹藤川上流地域森林整備推進協定：盛岡森林管理署、盛岡広域振興局、岩手町、盛岡広域森林組合、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター盛岡水源林整備事務所、岩手県森林整備協同組合及び本市の7者が締結した平成28年4月1日を始期とした5年間の協定。丹藤川上流流域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るために協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実現に取り組むことを目的としているもの。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林道等路網の開設については、Ⅲの1に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとします。

なお、林道の整備については、森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進することとします。また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえた上で、地域の将来を見据えた整備を推進します。

なお、ここでいう路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指します。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度（ha 当たり）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	30m以上	80m以上	110m以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	23m以上	62m以上	85m以上
	架線系作業システム	23m以上	2m以上	25m以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	16m以上	44m以上	60<50>m以上
	架線系作業システム	16m以上	4m以上	20<15>m以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m以上	—	5m以上

※路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとします。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、フォワーダ等の車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(1) 区域の設定

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

区域名	林班	区域面積 (ha)	路線名	延長 (km)	区分	対図 番号
芋田・渋民・状小屋・前田、城内・白沢・門前寺	1011、1012、1070	53	狼峠線	1.63	林道	①
手代森、根田茂、大ヶ生	314、315、361、363	203	一盃森線	5.51	林道	②
砂子沢	291、292、293、294、297	312	砂子沢線	3.14	林道	③
米内・上米内	96、98、99、101、105	5,248	米内川線	8.84	林道	④

(2) その他

効率的な森林施業を推進する上で路網の整備を行うことは重要であることから、林業経営体が行う森林作業道の整備に対し支援を行い、森林整備の推進を図ります。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網の作設に当たっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、岩手県林業専用道作設指針（平成 23 年 11 月 21 日付け森保第 872 号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進めます。

また、関係機関と調整を図り、国有林林道を含む既存路網の状況や、路網計画等を勘案した整備に努めます。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (km)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
拡張	舗装	林道	狼峠	狼峠線	1.63	53	○	
			一盃森	一盃森線	0.82	203	○	
	改良		砂子沢	砂子沢線	0.01	312	○	
			米内川	米内川線	0.04	5,248	○	
		計	4 路線	2.50				
		前期	4 路線	2.50				
		後期	0 路線	0.00				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道とは、間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再生林等の森林整備に継続的に用いられる道をいいます。森林作業道は目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な箇所に、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設する必要があります。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林、保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければなりません。

また、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進します。

森林作業道開設に係る基本的な考え方は、次のとおりです。

- (ア) 路体については、堅固に締め固めた土構造によることを基本とします。
- (イ) 線形については、土工量の抑制及び分散排水により路面侵食や土砂の流出等を防止するため地形に沿わせた屈曲線形及び波形勾配とします。なお、地形、地質、土質、気象条件、地表水の局所的な流入などの水系、地盤の深さなどの地下構造等について、資料及び現地踏査により確認し、無理のない線形とします。
- (ウ) 林道又は公道との接続地点及び地形を考慮した接続方法を適切に決定するものとします。
- (エ) 作設箇所については、原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地等の保全対象が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定するものとします。

なお、以下の点に留意するものとします。

 - ① 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所を通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くするものとします。
 - ② 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接流れ込まないようにするものとします。
- (オ) 作設箇所について、やむを得ず傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、地形、地質、土質、気象条件、保全対象等との位置関係等の条件から適切な構造物を設置するものとします。ただし、当該構造物の設置により経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとします。
- (カ) 幅員の拡大、ヘアピンカーブの設置等により、潰れ地の規模が拡大するため、森林施業の効率化だけでなく小規模森林所有者への影響にも配慮するものとします。
- (キ) 路線については、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等の種類、組合せ等に適合し、森林内での作業の効率性を高めるとともに、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置するものとします。
- (ク) 造材、積込み、造林資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置するものとします。
- (ケ) 希少な野生生物の生育又は生息が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとします。

(コ) 間伐等の森林施業や森林作業道の作設に当たって、森林法に基づく許可や届出が必要となる場合があります。森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ都道府県や市の林務担当部局等に問い合わせ、必要な手続を確認するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に基づき、維持管理に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

(1) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新や林地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜地の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

○更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

森林の所在（林班）	面積 (ha)	搬出方法
83～88, 95, 100, 121, 124～125, 127～128, 136, 140～141, 143, 153～155, 158～159, 163～164, 167～168, 170～171, 181, 183, 192, 195～198, 200～211, 213～218, 220～223, 229～230, 234, 242, 264, 273～275, 278～279, 281～282, 284, 286, 297, 299, 303～304, 306～310, 316～318, 328～330, 332, 334～338, 345～347, 349～352, 356, 358～360, 362～374, 376, 384～387, 1001～1032, 1034, 1038, 1041～1042, 1050, 1052, 1058, 1060～1068, 1070～1103, 1105～1107, 1109, 1112～1113, 1116, 1120～1122, 1124～1127, 1250, 1254, 1263	5,041	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とします。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止することとします。

※森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿によります。

- (2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等により、早期離職の未然防止や林業労働力の確保に向けた取組を推進します。

また、岩手県が行う林業就業者の確保に関する取組と連携を図り、両者にとってより効果的な取組となるよう努めるものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとします。

導入促進に当たっては、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとします。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮するものとします。

○高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 搬 出	大規模緩傾斜地	チェーンソー[伐倒]、 ハーベスタ[造材]	ハーベスタ[伐倒・造材]、 フォワーダ[搬出]
	大規模急傾斜地	チェーンソー[伐倒・造材]、 架線[集材]	チェーンソー[伐倒]、 プロセッサ[造材]、 タワーヤーダ[搬出]
	小規模緩傾斜地	チェーンソー[伐倒・造材]、 スキッド[搬出]	チェーンソー[伐倒]、 木寄ウィンチ付グラップル[搬出]、 プロセッサ[造材]
	小規模急傾斜地	チェーンソー[伐倒・造材]、 架線[集材]	チェーンソー[伐倒]、 スイングヤーダ[搬出]、 プロセッサ[造材]

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

流通施設は、本市に隣接する矢巾町内に、岩手県森林組合連合会が運営する盛岡木材流通センターがあり、県内最大の素材卸売市場となっています。また、製材施設は、市内を含む近隣に5施設があります。素材生産から製品加工に至るまでの事業者間の連携強化により、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進するものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

V 森林の保護に関する事項

第1 森林の土地の保全に関する事項

1 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守させるなど、制度を厳正に運用します。

第2 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

現在、ニホンジカをはじめとする鳥獣による面的な林業被害の報告はありませんが、第3の2に現状と対策の方法を記載しています。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等

森林病害虫等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の被害の拡大を防止するため、関係機関との連携のもと、総合的かつ計画的に被害対策を推進します。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとします。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分ごとの対策の方針は次のとおりとします。

本市は、令和7年度時点で「隣接地域」に該当しています。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図ります。
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図ります。
隣接地域	先端地域と高被害地域の間際に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぎます。
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図ります。

(ア) 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとします。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとします。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種から成る森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除と合わせ、被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとします。

伐採に当たっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（令和5年2月27日付け森整第745号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとします。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとします。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとします。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破碎（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとします。

チップ以外に利用が可能な被害木については、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づき、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとします。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

令和7年度時点で、本市は被害地域に該当しています。被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとします。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第2に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生物多様性の確保にも配慮するものとします。

そのため、防護柵の設置等による被害対策や森林整備に従事する作業員の安全確保、適時適切な間伐による緩衝帯整備、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成による生息環境の保全を図ることとします。

3 林野火災の予防の方法

(1) 巡視・広報活動等の実施

林野火災の大部分は人為的原因によることから、国、県、他市町村、関係団体等との連携による巡視や広報活動により、平時から、入山者、農業者その他広く市民等への啓発を行うこととします。

また、山火事防止運動期間（2月26日から5月31日）は、「広報もりおか」による周知や市職員による広報巡視を行うほか、「林野火災注意報」や「林野火災警報」が発令されるなど林野火災が発生するおそれがある場合は、消防機関と連携した巡視や広報活動を実施するなど、巡視・広報活動等の強化を図ります。

(2) 森林の防火機能の向上

森林整備に対する支援を通じ、防火帯を兼ねた路網の整備や適切な間伐の実施、延焼しにくい多様な林相の整備、可燃物となる枯損木の除去など、延焼の拡大防止対策を図ります。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病害虫の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に限り実施するものとし、森林又はその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、実施

区域や方法、消火体制などについて関係機関と協議の上、盛岡市火入条例による手続を行い実施するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除などに向け、県、近隣市町及び関係機関との連絡を密にしながら、被害対策や被害監視から防除実行まで取り組んでいくこととします。

VI 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

VII その他森林の整備及び振興のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画すべきものと定めま
す。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の
共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹
立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が
公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効
率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めます。

	区域名	対象林班	林班 数	区域面積 (ha)	図面 番号
盛 岡 地 域	繫	207～224	18	882.47	01
	猪去・湯沢	194～206、377～387	24	985.43	02
	外山岸・下米内	135～140、142～144、181、 182、185～190	17	697.27	03
	米内・上米内	93、94、96、98～105、141、145 ～166、169	35	3,032.61	04
	大志田川	1～6、95、97、172～180	17	2,909.94	05
	綱取・大葛	109～111、124～134、167、168	16	1,175.26	06
	川目西部	118～123、170、171、183、 184、192、225～229、328～332	21	1,121.46	07
	川目東部	193、230～232、235～240、320 ～327	18	1,711.34	08
	深沢山・建石山	89、90、112～117、233、234	10	732.09	09

	銭掛・小貝沢	68～88、91、92、106～108	26	1,641.06	10
	中津川西部	52～63、67	13	919.99	11
	中津川北部	7～16、64～66	13	960.88	12
	中津川東部	17～35	19	1,265.61	13
	中津川南部	36～51	16	1,217.06	14
	築川	191、241～269	30	2,240.14	15
	根田茂	270～283、307～319	27	1,899.01	16
	砂子沢	284～306	23	1,170.63	17
	手代森	333～343、357～361	16	942.94	18
	黒川	344～356	13	1,026.88	19
	大ヶ生	362～376	15	1,082.68	20
	小計		387	27,614.75	
	玉 山 地 域	好摩・下田・永井・松 内	1019～1037	19	1,343.04
寺林・姫神・巻堀		1038～1060、1069	24	2,633.33	22
芋田・渋民・状小屋・ 前田		1001～1012、1061～1068	20	1,536.77	23
城内・白沢・門前寺		1013～1018、1070～1086、 1125、1126	25	1,337.01	24
日戸・山谷川目		1087～1104、1124	19	1,273.93	25
川又・釘の平		1105～1123	19	1,285.13	26
大の平		1127～1142、1162、1163	18	1,677.55	27
外山・蛇塚		1143～1146、1175、1249～1263	20	1,786.34	28
岩洞湖北部		1159～1161、1164～1174、1176 ～1185	24	1,819.28	29
岩洞湖南部		1147～1158、1240～1248	21	1,569.20	30
大沼		1186～1193、1222～1239	26	1,923.59	31
町村		1194～1221	28	2,132.79	32
小計			263	20,317.96	
合計		650	47,932.71		

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備や森林資源の循環により、健全な森林を育成するとともに、市内の森林から生産される木材（市産材）を地域内で利用する「地材地消」やエネルギー資源としての「木質バイオマス利用」を、林業・木材産業に携わる企業や関係団体の連携により促進し、「地域の産業・経済の活性化」及び「脱炭素社会の実現」への貢献を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の 種類	現 状		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
都南つどいの森	湯 沢	全体面積 59ha バーベキューハウス キャンプ場 バンガロー・キャビン 木製遊具 炭焼がま 森林創作実習館	—	—	
外山森林公園	藪 川	全体面積 91ha キャンプ場 雨天利用施設 展望台 木製遊具 炭焼がま きのこ園	—	—	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林公園や国有林、公有林等を活用し、森林整備に直接参加できる機会と活動場所の提供や、活動を希望する森林ボランティア団体等への森林情報の提供など、地域住民による森林整備の活動を支援します。

また、市域内に存在する集落周辺の里山林を市、町内会等及び森林所有者が協働して森林整備・保全管理を行うことにより、地域の安全推進を図ります。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

林業や山村を取り巻く厳しい現状の中、将来にわたって健全な森林を維持していくためには、より多くの市民や都市住民の理解と協力が必要です。

このため、森林・林業・地域産材に関する情報の発信や、参加型・体験型イベントの開催を通じて、住民の森林・林業に対する意識の高揚を図ります。

なお、盛岡広域市町（滝沢市・八幡平市・雫石町・岩手町・矢巾町・紫波町・葛巻町）や、林業経営体と連携しながら、効果的な情報発信を目指します。

(3) その他

水源涵養、国土保全や動植物の生息・育成空間などとして、多くの公益的機能をもたらしている国有林野の整備について、森林ボランティアによる森林整備や巡視など、市民の積極的な参加と関与を推進します。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

なお、VII 1 (2) に定める 32 区域ごとに「森林整備・林業生産ビジョン」を作成し、各区域の地域特性等を踏まえながら、森林環境譲与税を活用した森林整備を進めます。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとします。